

少年法の一部を改正する法律案新旧対照条文

目 次

- 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）
- 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）
- 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

少年法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章	（略）
第二章	少年の保護事件
第一節	（第三節）（略）
第四節	抗告（第三十二条—第三十九条）
第三章・第四章	（略）
附則	

（この法律の目的）

第一条 この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。

（被害者等による記録の閲覧及び謄写）

第五条の二 裁判所は、第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る保護事件について、第二十一条の決定があつた後、最高裁判所規則の定めるところによ（被害者等による記録の閲覧及び謄写）

第一章	（略）
第二章	少年の保護事件
第一節	（第三節）（略）
第四節	抗告（第三十二条—第三十六条）
第三章	成人の刑事事件（第三十七条—第三十九条）
第四章・第五章	（略）
附則	

現 行

（この法律の目的）

第一条 この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。

（被害者等による記録の閲覧及び謄写）

第五条の二 裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る保護事件について、第二十一条の決定があつた後、最高裁判所規則の定めるところにより当該保護事件の被害者等（被害者又はその法定代理人若しくは人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは

族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。) 又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保管する当該保護事件の記録(家庭裁判所が専ら当該少年の保護の必要性を判断するために収集したもの及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該少年の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものを除く。)の閲覧又は謄写の申出があるときは、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。

2・3 (略)

(被害者等の申出による意見の聴取)

第九条の二 家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件の被害者等から、被害に関する心情その他事件に関する意見の陳述の申出があるときは、自らこれを聴取し、又は家庭裁判所調査官に命じてこれを聴取させるものとする。ただし、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して、相当でない。と認めるときは、この限りでない。

2 第十七条 (略)
(観護の措置)

兄弟姉妹をいう。以下この項及び第三十一条の二において同じ。) 又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保管する当該保護事件の記録(当該保護事件の非行事実(犯行の動機、態様及び結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む。以下同じ。)に係る部分に限る。)の閲覧又は謄写の申出があるときは、当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であつて、少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができる。第三条第一項第二号に掲げる少年に係る保護事件についても、同様とする。

2・3 (略)

(被害者等の申出による意見の聴取)

第九条の二 家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件の被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹から、被害に関する心情その他の事件に関する意見の陳述の申出があるときは、自らこれを聴取し、又は家庭裁判所調査官に命じてこれを聴取させるものとする。ただし、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して、相当でないときは、この限りでない。

2 第十七条 (略)
(観護の措置)

4

前項ただし書の規定による更新は、一回を超えて行うことができない。ただし、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件でその非行事実（犯行の動機、態様及び結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む。以下同じ。）の認定に関し証人尋問、鑑定若しくは検証を行うことを決定したもの又はこれを行つたものについて、少年を収容しなければ審判に著しい支障が生じるおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合には、その更新は、更に二回を限度として、行うことができる。

5 () 10 (略)

(国選付添人)

第二十二条の三 (略)

2 () 3 (略)

4 前項（第二十二条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。
(被害者等による少年審判の傍聴)

第二十二条の四 家庭裁判所は、最高裁判所規則の定め

るとところにより第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて次に掲げる罪のもの又は同項第二号に掲げる少年（十二歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年を除く。次項において同じ。）に係る事件であつて次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるもの（いざれも被害者を傷害した場合にあつては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。）の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出が

4

前項ただし書の規定による更新は、一回を超えて行うことができない。ただし、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件でその非行事実の認定に関し証人尋問、鑑定若しくは検証を行うことを決定したもの又はこれを行つたものについて、少年を収容しなければ審判に著しい支障が生じるおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合には、その更新は、更に二回を限度として、行うことができる。

5 () 10 (略)

(国選付添人)

第二十二条の三 (略)

2 () 3 (略)

4 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

(新設)

ある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができる。

一 故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪

二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条（業務上過失致死傷等）の罪

3 | 2 | 家庭裁判所は、前項の規定により第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件の被害者等に審判の傍聴を許すか否かを判断するに当たつては、同号に掲げる少年が、一般に、精神的に特に未成熟であることと十分考慮しなければならない。

4 | 3 | 家庭裁判所は、第一項の規定により審判の傍聴を許す場合において、傍聴する者の年齢、心身の状態その他的事情を考慮し、その者が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、審判を妨げ、又はこれに不当な影響を与えるおそれがないと認める者を傍聴する者に付き添わせることができ。傍聴する者に付き添わせることができ。

5 | 4 | 裁判長は、第一項の規定により審判を傍聴する者及び前項の規定によりこの者に付き添う者の座席の位置、審判を行う場所における裁判所職員の配置等を定めることに當たつては、少年の心身に及ぼす影響に配慮しなければならない。

5 | 第五条の二第三項の規定は、第一項の規定により審判を傍聴した者又は第三項の規定によりこの者に付き添つた者について、準用する。

(弁護士である付添人からの意見の聴取等)

第二十二条の五 家庭裁判所は、前条第一項の規定によ

り審判の傍聴を許すには、あらかじめ、弁護士である付添人の意見を聴かなければならぬ。

2| 家庭裁判所は、前項の場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人を付さなければならぬ。

3| 少年に弁護士である付添人がない場合であつて、最高裁判所規則の定めるところにより少年及び保護者がこれを必要としない旨の意思を明示したときは、前二項の規定は適用しない。

4| 第二十二条の三第三項の規定は、第二項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人について、準用する。
(被害者等に対する説明)

第二十二条の六 家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めることにより第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件の被害者等から申出がある場合において、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、最高裁判所規則の定めるところにより、その申出をした者に対し、審判期日における審判の状況を説明するものとする。

2| 前項の申出は、その申出に係る事件を終局させる決定が確定した後三年を経過したときは、することができなきない。

3| 第五条の二第三項の規定は、第一項の規定により説明を受けた者について、準用する。
(費用の徴収)

第三十一条 家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義

(新設)

(新設)

(費用の徴収)

第三十一条 家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義

務のある者から証人、鑑定人、通訳人、翻訳人、参考人、第二十二条の三第三項（第二十二条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定により選任された付添人及び補導を委託された者に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用並びに少年鑑別所及び少年院において生じた費用の全部又は一部を徴収することができる。

2

（略）
（削る）

第三十七条から第三十九条まで

削除

務のある者から証人、鑑定人、通訳人、翻訳人、参考人、第二十二条の三第三項の規定により選任された付添人及び補導を委託された者に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用並びに少年鑑別所及び少年院において生じた費用の全部又は一部を徴収することができる。

2

（略）
第三章 成人の刑事事件

（公訴の提起）

第三十七条 次に掲げる成人の事件については、公訴は家庭裁判所にこれを提起しなければならない。

一 未成年者喫煙禁止法（明治三十三年法律第三十三号）の罪

二 未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の罪

三 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五十六条又は第六十三条に関する第一百十八条の罪、十八歳に満たない者についての第三十二条又は第六十一条、第六十二条若しくは第七十二条に関する第一百十九条第一号の罪及び第五十七条から第五十九条まで又は第六十四条に関する第一百二十条第一号の罪（これらの中の罪に関する第百二十二条の規定による事業主の罪を含む。）

五 四 児童福祉法第六十条及び第六十二条第五号の罪
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百四十四条及び第一百四十五条の罪
前項に掲げる罪とその他の罪が刑法（明治四十年法

第四章
第三章

雜則
少年の刑事事件

律第四十五号) 第五十四条第一項に規定する関係にある事件については、前項に掲げる罪の刑をもつて処断すべきときに限り、前項の規定を適用する。

(事件の通告)

第三十八条 家庭裁判所は、少年に対する保護事件の調査又は審判により、前条に掲げる事件を発見したときは、これを検察官又は司法警察員に通知しなければならない。

第三十九条 削除
第五章 第四章 雜則
少年の刑事事件

○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

改 正 案

第三十一条の三（裁判権その他の権限）　家庭裁判所は、次の権限を有する。

一（三）（略）

（削る）

（略）

第三十一条の三（裁判権）　簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。

一（略）

第三十三条（裁判権）　簡易裁判所は、罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪又は刑法第百八十六条、第二百五十二条若しくは第二百五十六条の罪に係る訴訟

②
・
③
（略）

現 行

第三十一条の三（裁判権その他の権限）　家庭裁判所は、次の権限を有する。

一（三）（略）

四|少年法第三十七条规定に掲げる罪に係る訴訟の
第一審の裁判

（略）

第三十三条（裁判権）　簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。

一（略）

二　罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪又は刑法第百八十六条、第二百五十二条若しくは第二百五十六条の罪に係る訴訟（第三

②
・
③
（略）

改正案

第二十三条 合議体の構成員である裁判官が忌避されたときは、その裁判官所属の裁判所が、決定をしなければならない。この場合において、その裁判所が地方裁判所であるときは、合議体で決定をしなければならない。

② 地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所の裁判官が忌避されたときは、その裁判官所属の裁判所が、簡易裁判所の裁判官が忌避されたときは、管轄地方裁判所が、合議体で決定をしなければならない。ただし、忌避された裁判官が忌避の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

③・④ (略)

第二十四条 (略)

② 前項の場合には、忌避された受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第三十一条 (略)

② 簡易裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護人に選任することができる。ただし、地方裁判所においては、他に弁護士の中から選任された弁護人がある場合に限る。

第二十三条 合議体の構成員である裁判官が忌避されたときは、その裁判官所属の裁判所が、決定をしなければならない。この場合において、その裁判所が地方裁判所又は家庭裁判所であるときは、合議体で決定をしなければならない。

② 地方裁判所又は家庭裁判所の一人の裁判官が忌避されたときは、その裁判官所属の裁判所が、簡易裁判所の裁判官が忌避されたときは、管轄地方裁判所が、合議体で決定をしなければならない。ただし、忌避された裁判官が忌避の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

③・④ (略)

第二十四条 (略)

② 前項の場合には、忌避された受命裁判官、地方裁判所若しくは家庭裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第三十一条 (略)

② 簡易裁判所、家庭裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護人に選任することができる。但し、地方裁判所においては、他に弁護士の中から選任された弁護人がある場合に限る。

訴訟手続は、被告事件が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない。第三百七十二条 控訴は、地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審の判決に対してこれをすることができる。

の裁判官のした訴訟手続は、被告事件が合議体で審べきものであつた場合にも、その効力を失わない。第三百七十二条 控訴は、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所がした第一審の判決に対してこれをすることができる。